

# 総務委員会資料

## ● 所管事務の調査（報告）

- (1) 「平成27年度県の予算編成に対する要望」  
について

（資料）

平成27年度 県の予算編成に対する要望書

平成26年11月7日

財政局

平成 2 7 年度

県の予算編成に対する要望書

川 崎 市



川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、本年7月1日に市制90周年を迎えました。今では人口が145万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、首都圏の中央部に位置し、世界的企業や研究開発機関の集積に加え、世界トップクラスの環境技術を誇る都市であるとともに、「音楽のまち」をはじめとした文化芸術の発信や「スポーツのまち」の発信など、多彩な魅力があります。

この限りない可能性を秘めた川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めていくため、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」のまちづくりを進めています。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

県におかれましても、誠に厳しい財政状況にあることは承知いたしておりますが、事業の実施に支障を生じさせないためには、県・市それぞれの責務を踏まえた取組が是非とも必要でございます。ここに掲げました要望事項は、それらを厳選したものですので、趣旨を御理解の上、平成27年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をされますようお願い申し上げます。

平成26年10月

川崎市長 **福田紀彦**



# 要 望 事 項

## 重 点 要 望

### ○安心のふるさとづくり

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について	2
川崎市内における県有施設等の活用等について	4
新型インフルエンザ等対策に係る医療資器財等の整備支援について	6
一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進について	8

### ○力強い産業都市づくり

京浜臨海部を核としたライフイノベーションの実現及び 国家戦略特区等を活用した取組の推進について	10
羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の 交通ネットワーク基盤の整備・充実について	12

## そ の 他 の 要 望

### ○安心のふるさとづくり

障害者支援施設の入所定員の拡大について	16
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について	18
住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて	20
石油コンビナート地域の防災対策の推進について	22
消防施設及び消防車両等の整備について	24
五反田川放水路整備事業について	26
地籍調査事業について	28
PM2.5対策の充実について	30

### ○力強い産業都市づくり

拠点地区等の整備について	32
広域鉄道ネットワークの形成促進について	34
創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入促進について	36



# 重 点 要 望



# 県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

## ■ 要望事項

- 1 補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性及び事業開始の経緯を勘案のうえ、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むよう要望する。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うことを要望する。

## ■ 要望の背景

- 県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取り扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、市民の理解を得るのは容易なことではありません。
- 政令指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。
- 県では平成23～25年度の神奈川県緊急財政対策本部による検討により、平成26年2月7日に「緊急財政対策の取組結果」が示されたところですが、緊急財政対策の取組につきましては、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされております。

仮に見直しを検討している全ての県単独補助金が一時凍結又は廃止された場合、本市では約14.4億円の歳入減となります。これにより、本市の財政は圧迫され、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

## 【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
小児医療費助成事業補 助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 4 一 般 市 1 / 3	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 100% 一 般 市 100%
外国籍県民高齢者・障 害者等福祉給付金助成 事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1 / 2

## 【見直しの対象となっている本市県単独補助金 14.4 億円の内訳】

(単位：億円)

補助金名称	H26 当初予算	補助金名称	H26 当初予算
小児医療費助成事業補 助金	6.3	神奈川県市町村自治基 盤強化総合補助金	0.5
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	5.9	市町村地震防災対策緊 急推進事業補助金	0.2
ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	1.5		

※H26.2.7「緊急財政対策の取組結果」において、引き続き見直しの対象とされている補助金を掲載。

# 川崎市内における県有施設等の活用等について

## ■ 要望事項

- 1 県有地の貸付制度について、貸付件数の緩和及び貸付料の減免を要望する。
- 2 従来の利用形態に変更がみられる県有施設や土地については、地域の実情や意見を踏まえた対応が図られるよう、早期の情報提供と十分な協議を要望する。
- 3 県緊急財政対策等に基づく県有施設の見直しに際しては、事前に市との十分な協議を行うことを要望する。
- 4 県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続方針に基づく取組については、早期の情報提供と着実な推進が図られるよう要望する。
- 5 旧サンライフ川崎跡地については、県及び本市で相互に貸借している財産の等価交換により全体的な整理が図られるよう要望する。

## ■ 要望の背景

- 県では平成23～25年度の神奈川県緊急財政対策本部による検討により、平成26年2月7日に「緊急財政対策の取組結果」が示されたところですが、緊急財政対策の取組につきましては、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされております。

県有施設の見直しの検討にあたっては、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。また、緊急財政対策の対象となっていない県有施設や土地についても、従来の利用形態に変更が見られる場合においては、同様の対応が必要となります。

- 高齢化の進展や待機児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所等の社会的需要は高まっており、引き続き施設整備が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっており、県有地貸付制度の更なる拡充が必要となっております。

## ■ 施設の現状等

	施設の名称等	現状、背景等
機能 存 続	<b>県立川崎図書館</b> (1) 所在地 川崎区富士見 2-1-4 (2) 敷地面積 1,252.9 m <sup>2</sup>	県立川崎図書館については、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富な図書館として高い評価を得ている。このたび示された市内での産業情報機能の存続方針に基づき、市内で存続される産業情報機能の概要及び機能移転等についての早期の情報提供やそれに向けた取組の着実な推進をお願いしたい。
跡 地 利 用	<b>幸警察署塚越公舎跡地</b> (1) 所在地 幸区塚越 2-220-37 (2) 敷地面積 1,392.71 m <sup>2</sup>	幸警察署塚越公舎跡地への保育所の整備にあたっては、公共目的であることを踏まえ、貸付料の減免等について御配慮いただきたい。 また、その他県警宿舎廃止に伴う跡地の対応については、早期の情報提供と十分な協議をお願いしたい。
	<b>旧京町アパート・寮</b> (1) 所在地 川崎区京町 1-108-16 (2) 敷地面積 2,964.87 m <sup>2</sup>	県は建物付での売却方針とのことであるが、売却に係る情報の早期提供、また、処分方法を含めた跡地活用等については県による地域への説明及び地域意見の反映をお願いしたい。
	<b>かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地)</b> (1) 所在地 川崎区渡田新町 3-1-1 外 (2) 敷地面積 5,227.0 m <sup>2</sup>	敷地の譲渡については、平成15年3月31日に締結した覚書に基づき、川崎市で所有する県立新城高校で使用している土地との等価交換に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は無償貸付を延長していただきたい。

この要望文の担当課／総合企画局都市経営部広域企画課 TEL 044-200-2020

# 新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

## ■ 要望事項

国庫補助制度を活用し、市内の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備を支援するよう要望する。

## ■ 要望の背景

- 新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれがある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、平成25年4月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されました。
- 同法に基づく政府行動計画等において、都道府県は新型インフルエンザ等対策を実施する中心的な役割を担うものとされており、国は医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けております。神奈川県においても当該補助制度を活用して、新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備に対する支援として、平成26年度は本市と神奈川県で調整した結果、市内5か所の医療機関に1台ずつ人工呼吸器が配備されたところです。
- 本市において、新型インフルエンザ等による健康被害から市民を守るための医療体制整備について、現在、市内医療機関との調整を図っており、医療機関から積極的に協力する旨の申し出を受けています。医療体制整備にあたっては、県の主導が重要であることから、今後も引き続き、医療機関が必要とする医療資器材の整備を支援されるよう要望します。

## ■ 効果等

- 県からの医療資器材の整備支援により、市内の医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の初期診療から入院までの医療体制が強化され、また、まん延期における重症患者の対応等が適切に行われることにより、市民の健康被害の低減化を図ることができます。

新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要(保健衛生施設等設備整備費補助金)

	補助内容	補助率	補助先
感染症外来協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機 (基準額:905,000円) ○HEPAフィルター付パーティション (基準額:205,000円) ○個人防護具 (基準額:3,600円)	1/2	間接補助(都道府県)
新型インフルエンザ患者入院医療機関	○初度設備費 (基準額:133,000円) ○人工呼吸器 (基準額:2,221,000円) ○個人防護具 (基準額:3,600円) ○簡易陰圧装置 (基準額:4,320,000円) ○簡易ベッド (基準額:51,400円)		※国から都道府県に対する補助事業であり、 <u>都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。</u>

本市における新型インフルエンザ等の医療体制整備に  
協力の申し出があった医療機関

- ※ 平成26年6月末日現在 10施設
- ※ 政府ガイドラインでは、帰国者・接触者外来を担う医療機関について、人口10万人に1か所程度を整備することとしているため、今後も市内の医療機関に対して、協力をお願いしていく。

医療機関で必要とされる主な医療資器材等

- 人工呼吸器等
- 個人防護具(ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等)
- サージカルマスク、手袋、消毒薬等
- HEPAフィルター付空気清浄機
- HEPAフィルター付パーティション

この要望文の担当課/健康福祉局健康安全部健康危機管理担当 TEL 044-200-2446

# 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進について

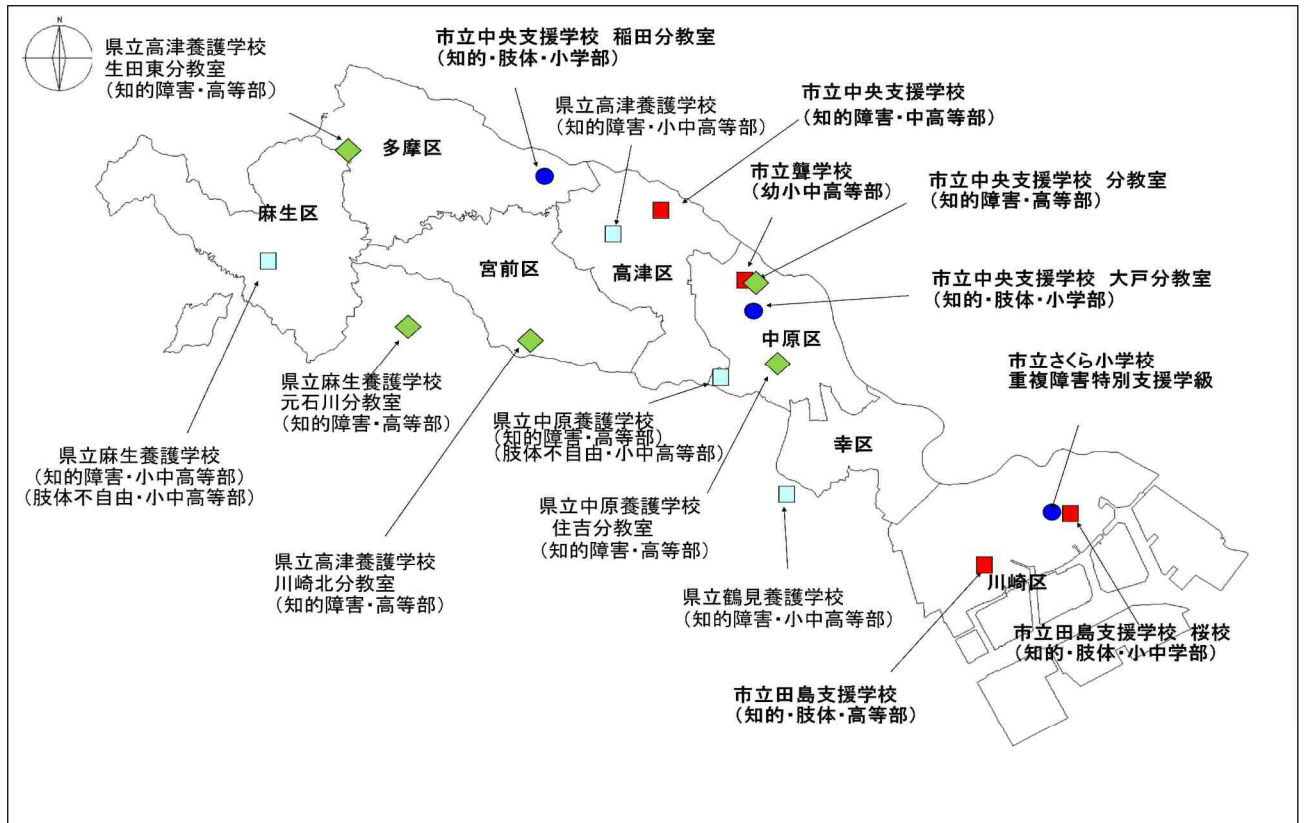
## ■ 要望事項

- 1 特別支援学校の過大規模化が進行する川崎市域において、特別支援学校の設置義務者である県において、特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充を要望する。
- 2 小学校の通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある児童に対して、課題の未然防止や早期改善を図るために組織的な支援体制を構築する必要があることから、中心的な役割を果たす特別支援教育コーディネーターである教員がその活動に専念できるよう非常勤講師の増員を要望する。

## ■ 要望の背景

- 近年、知的障害のある児童生徒の増加により、川崎市域の特別支援学校は過大規模化が進行しております。本市としても、市立特別支援学校の再編により受け入れ枠の拡充に努力しておりますが、今後の児童生徒の増加に対しては、特別支援学校の設置義務（学校教育法第80条）のある県による、新たな高等部のある県立特別支援学校の設置や既存校の受け入れ枠の拡充（県立中原養護学校に小中学部知的障害教育部門開設）が必要です。
- 小学校の通常の学級に在籍するいじめや不登校、虐待、発達障害等により支援を要する児童に対して、チームでの支援、保護者との教育相談、外部機関との連携等の校内の支援体制構築の中心となるコーディネーターが活動に専念できるよう、授業の後補充をおこなう非常勤講師の増員が必要となります。

## <特別支援学校の配置図（平成26年5月1日現在）>



### <過大規模校の現状>

川崎市内特別支援学校の児童生徒数

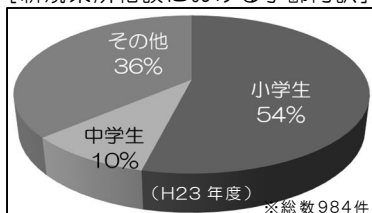
	H11.5.1	H26.5.1
市立田島支援学校	69名	152名
県立中原養護学校	100名	181名
市立中央支援学校	188名	232名
県立高津養護学校	152名	231名
県立麻生養護学校	176名*	345名

\* 県立麻生養護学校は H18 年度開校時の児童生徒数

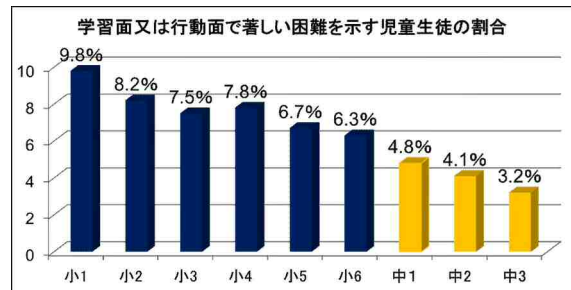
### ■小学校における課題の発生や相談の多さ

○特別支援教育センターへの来所相談は中学生の5倍  
小学校における相談や支援体制の充実が課題

[新規来所相談における学齢内訳]



### <小学校の通常の学級における課題>



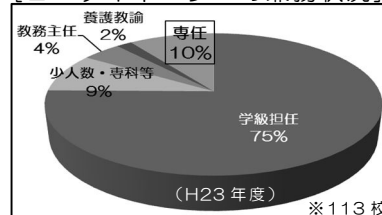
### ■小学校における困難を示す児童の多さ

○小学校1年生で9.8%  
小学校平均7.7% > 中学校平均4.0%  
(H24年12月文部科学省調査結果)

### ■コーディネーターの75%が学級担任を兼務

○小学校のコーディネーターは学級担任等を兼務専任（授業時数2時間以下）はわずか10%。

[コーディネーターの兼務状況]



この要望文の担当課／教育委員会 学校教育部 指導課 TEL044-200-0365  
教育環境整備推進室 TEL044-200-3057



# 京浜臨海部を核としたライフイノベーションの実現及び国家戦略特区等を活用した取組の推進について

## ■ 要望事項

- 1 京浜臨海部を核としたライフイノベーションの実現に向けて、国際戦略拠点の形成が円滑に進むよう、県においても、「インベスト神奈川」などの進出企業・研究機関等に対する支援の充実を要望する。
- 2 国際的なビジネス拠点の形成や起業・イノベーションを通じた国際競争力のある新事業の創出に向け、県内自治体及び関係機関等と十分な情報共有等を行いながら、国家戦略特区等を活用した取組を着実に推進することを要望する。

## ■ 要望の背景

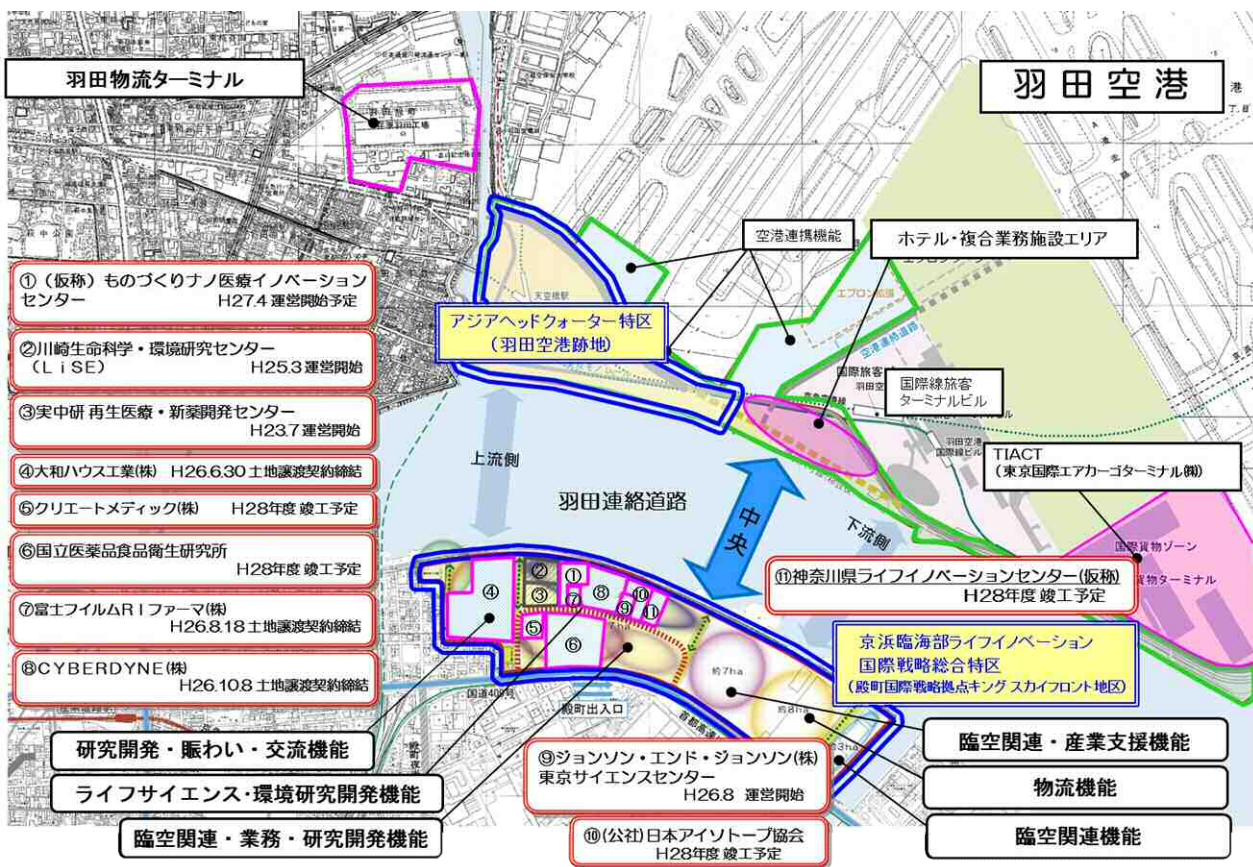
### 1 殿町キングスカイフロントにおける国際戦略拠点の形成

- 川崎臨海部では、ライフサイエンスや環境分野の高度な技術を有する企業、研究機関等の更なる集積を促進するなど、先端的な研究開発拠点の形成を図り、我が国経済を牽引する国際戦略拠点の形成に取り組んでいます。
- 国際戦略拠点の中核を担う殿町地区では、「実中研 再生医療・新薬開発センター」及びKASTが入居する「川崎生命科学・環境研究センター（L i S E）」に加え、「(仮称)ものづくりナノ医療イノベーションセンター」の建設整備が進むなど、民間企業・研究機関等が着実に集積しています。
- 国際的な研究開発拠点にふさわしい企業・研究機関等の更なる進出を促すインベスト神奈川の充実・強化や、こうした拠点において研究開発を推進する基盤となる「神奈川県ライフイノベーションセンター（仮称）」等の整備、KASTをはじめとした研究機関等との連携促進により、相乗効果の創出に向けた取組が必要です。

## 2 国家戦略特区等を活用した取組の推進

- 国家戦略特区の目標である、国際的なビジネス拠点の形成や起業・イノベーションを通じた国際競争力のある新事業の創出に向け、関係機関等との十分な情報共有を行いながら、円滑に国家戦略特区計画を策定するとともに、計画に基づく事業実施を推進するなど、国家戦略特区等を活用した取組を着実に進める必要があります。

### 殿町国際戦略拠点キングスカイフロント拡大図



この要望文の担当課／総合企画局臨海部国際戦略室 TEL 044-200-3633

# 羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の 交通ネットワーク基盤の整備・充実について

## ■ 要望事項

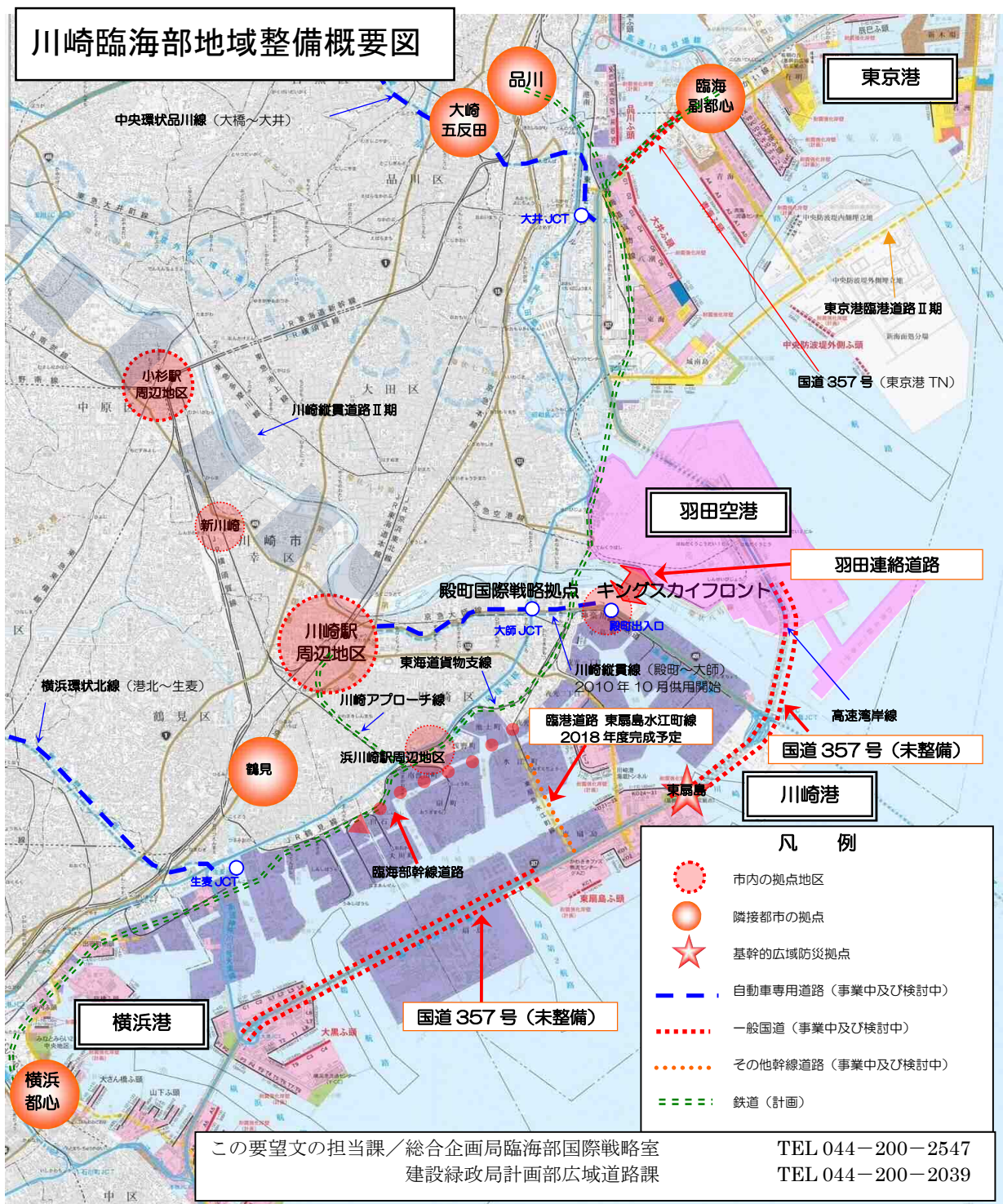
- 1 羽田空港を中心とした国際戦略拠点の形成を加速させるためには、羽田連絡道路の早期整備が重要なことから、国や東京都と連携した取組などに関して、積極的な協力と支援を要望する。
- 2 首都圏の国際競争力の強化や経済の活性化に向け、空港、港湾の連携軸の強化が求められている中、神奈川県全域が東京圏として国家戦略特区の指定を受けるなど、京浜臨海部における広域的な交通ネットワーク形成の必要性が高まっていることから、国道357号の着実な整備などに関して、積極的な協力と支援を要望する。

## 要望の背景

- 京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきた本市の臨海部地域は、近年では、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより、持続的な発展を続けています。
- こうした中、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の指定を受け、産業の国際競争力強化と国際的な経済活動拠点の中核を担うエリアとして、多摩川兩岸の殿町国際戦略拠点キングスカイフロントと羽田空港跡地の連携を強化し、羽田空港を中心とした一体的な拠点形成を加速させるとともに、県が進めるヘルスケア・ニューフロンティアの実現や、ライフイノベーションセンター（仮称）の事業推進に大きく貢献する交通基盤として、羽田連絡道路の早期整備が必要です。
- 加えて、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化や経済の活性化を図るためには空港、港湾の連携軸としての広域的な交通ネットワークの形成が求められてい

ます。また、神奈川県全域が東京圏として国家戦略特区の指定を受け、特区の目標である「国際的ビジネス拠点形成」に向けた、国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化の観点からも、広域的な交通ネットワークの形成は重要であることから、羽田空港と大黒ふ頭とを結ぶ区間が未整備となっている国道357号の着実な整備などが必要となります。

- これらの基盤整備を、国や関係自治体をはじめとした関係者の連携のもと、着実に進めるためには、県の積極的な協力と支援が必要となります。





# そ の 他 の 要 望

# 障害者支援施設の入所定員の拡大について

## ■ 要望事項

指定障害者支援施設の入所定員総数については、障害保健福祉圏域ごとの実態を踏まえて、入所定員の拡大に向け、継続した取組を要望する。

## ■ 要望の背景

- 本市においては、従前から障害者数に比して障害者支援施設の定員数が極端に少ないことから、市民から施設設置について強く求められております。
- 市民や議会から障害者支援施設建設を求める声が大きく、市議会において平成21年度、22年度、23年度と施設建設を求める請願が採択されており、今年6月においては、「障害者支援施設の入所定員の拡大を求める意見書」の提出について全会一致で可決し、神奈川県知事あて提出しております。
- 平成24年4月施行の地域主権一括法により、障害者支援施設の指定については都道府県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されたところです。しかし、障害者総合支援法の規定により指定に際しては都道府県知事の同意を得ることとされており、併せて県内の障害者支援施設の入所定員の総数は都道府県の障害福祉計画で定めることとされています。
- 障害者総合支援法の考え方に従い、本市においても、「入所施設から地域へ」を目指して、地域移行に向けた取組を展開しております。しかしながら障害者やその介助者の高齢化はより一層進んでいる状況にあり、強度行動障害等の障害特性等により、「親なきあと」の地域生活の継続が困難な方も多いことから、入所定数を確保するとともに、一定期間でグループホームなどへの地域移行を目指し、且つ短期入所等の地域生活を支える拠点となり得る「通過型・拠点型」の入所施設の整備が喫緊の課題となっております。

市内の障害者支援施設一覧（H26.4 現在）

名称	所在地	定員	備考
つばき寮	麻生区	50	旧知的障害者更生施設
柿生学園	麻生区	60	旧知的障害者更生施設
れいんぼう川崎	宮前区	60	旧身体障害者療護施設
みずさわ	宮前区	80	
桜の風	中原区	50	

※南部地区（幸区・川崎区）には施設がない。

障害者数に対する入所定員数の状況

	身体障害者手帳 及び療育手帳 交付台帳登載数	入所定員数	1床あたりの 障害者手帳交付数
全国	5,801,443	201,782	28.8
神奈川県（*1）	292,597	5,150	56.8
川崎市	38,778	300	（*2） 129.3

出典：平成24年福祉行政報告例、平成24年社会福祉施設等調査

（\*1）政令市・中核市を含む

（\*2）平成25年4月1日現在

65歳以上の障害者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者	21,609	22,515	23,572
知的障害者	224	259	284
精神障害者	1,069	1,158	1,253
計	22,902	23,932	25,109

※障害者数については各年度末現在

この要望文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-2654



# 鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

## ■ 要望事項

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業（エレベーター、ホームドア及び可動式ホーム柵）に対して必要な財政措置を要望する。

## ■ 要望の背景

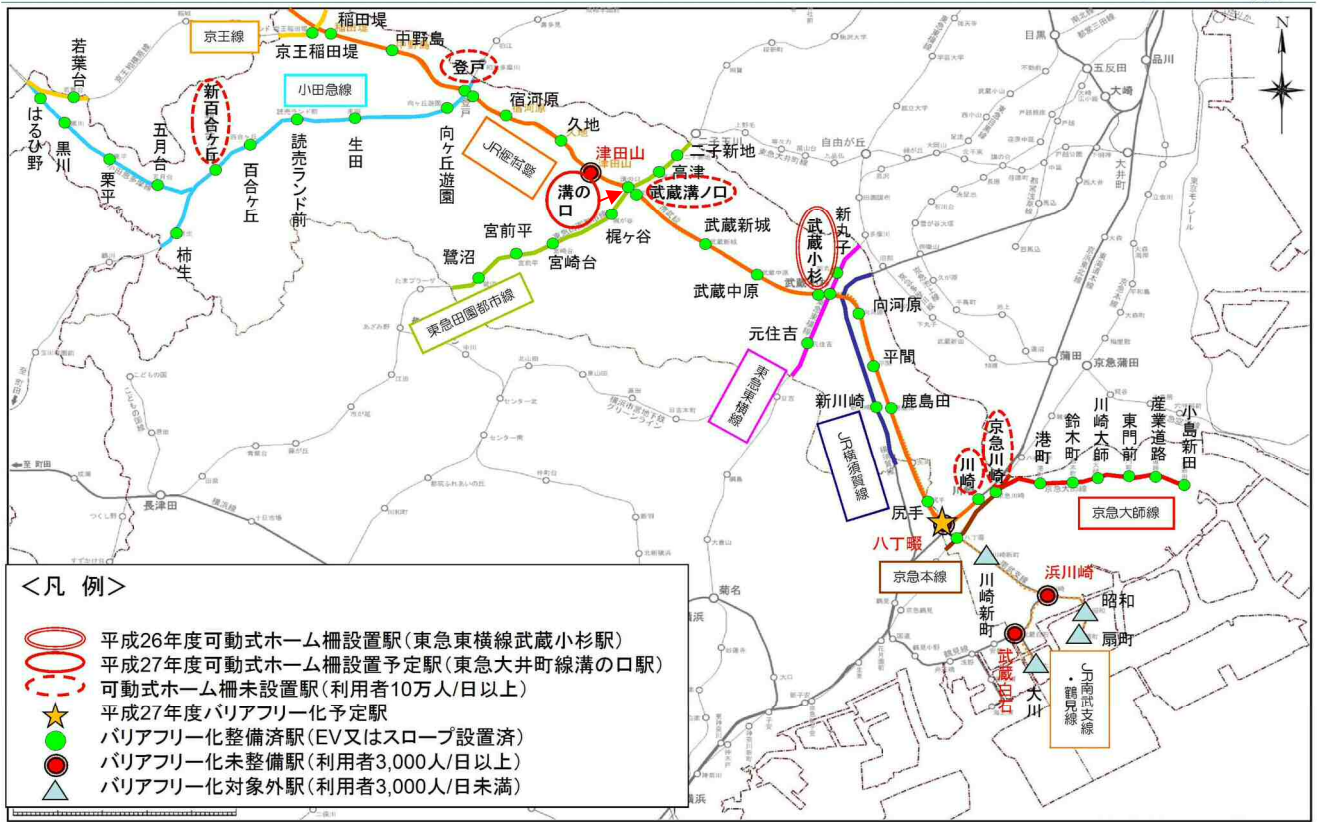
- バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成23年3月に改正され、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、原則として平成32年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化整備を図ることが求められています。
- 国土交通省「ホームドア等の整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、利用者10万人以上の駅は、ホームの状況等を踏まえ、ホームドア等（ホームドア及び可動式ホーム柵）又は内方線付き点状ブロックを優先して速やかに整備することが求められています。
- 本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設や可動式ホーム柵の整備に対して補助を行っています。
- 今後とも、「福祉のまちづくり」を推進してまいりますので、県におきましても、引き続き財政措置をお願いします。

## ■ 効果等

- 鉄道駅のバリアフリー化整備を図ることにより、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県整備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心して快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができま

< 鉄道駅のバリアフリー整備状況（川崎市内） >

(H26.4時点)



< 民間鉄道事業者によるバリアフリー化整備事業の予定 >

事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
エレベーター	八丁畷駅 (JR東日本)	—	津田山駅
可動式ホーム柵	溝の口駅 (東急大井町線 2面)	—	川崎駅 (JR京浜東北線 2面)

この要望文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

# 住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて

## ■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策の充実強化を図るため、木造住宅の耐震対策への十分な財政措置、及び、特定建築物等の耐震対策への新たな財政措置を要望する。

## ■ 要請の背景

- 首都圏において東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてまいりました。さらに、改正された耐震改修促進法に合わせ、特定建築物の耐震助成制度拡充をはじめとした、住宅・建築物の一層の耐震性の向上を図る各種施策の検討を行い、まち全体の総合的な耐震化の推進を図ります。

## ■ 費用

- 平成27年度事業費 約4.3億円（県費 約0.6億円）
  - ・ 木造住宅耐震化事業 約3.1億円（県費 約0.5億円）
  - ・ 大規模特定建築物耐震化事業 約1.2億円（県費 約0.1億円）
  - ・ 通行障害建築物耐震化事業 制度創設を要望
  - ・ 特定建築物現況調査事業 制度創設を要望

## ■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性向上による安全性の確保

## 住宅・建築物の耐震対策事業

### ■民間建築物（市内全域）

本市では、平成19年3月に「川崎市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化を促進するための施策を推進しております。

市内全体の耐震化率（住宅：86.5%）※平成20年度の住宅土地統計調査による  
（特定建築物：88.9%）※平成22年度調査による

（これまでの主な取り組み）

- ・木造住宅耐震対策、特定建築物耐震対策

（平成27年度の新たな取り組み）

- ・通行障害建築物耐震化事業の制度創設及び特定建築物現況調査事業の実施を予定

次の図における緊急交通路、緊急輸送道路の中から対象路線を指定予定

川崎市域緊急交通路及び緊急輸送道路指定路線図



## 住宅・建築物の耐震対策 実績

### ■木造住宅耐震診断士派遣制度

- ・平成17年度より累計3,318件

### ■木造住宅耐震改修助成制度

- ・平成17年度より累計531件



これらの取り組みにより、まち全体の総合的な耐震化を推進！

# 石油コンビナート地域の防災対策の推進について

## ■ 要望事項

- 1 平成25～26年度に実施した神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果を踏まえ、神奈川県石油コンビナート等防災計画を平成27年度の努めて早期に修正し、具体的な防災・減災のための対策を示すことを要望する。
- 2 事業者や防災関係機関等と連携し、石油コンビナート地域の防災体制の強化を着実に推進するとともに、地域住民の安全・安心のために適切な情報提供を行うことを要望する。

## ■ 要望の背景

- 川崎臨海部には石油コンビナートや素材系の重厚長大産業等が集積し、エネルギー供給や素材等の工業製品供給を担う重要な社会機能であることから、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生が懸念される中、石油コンビナート防災の抜本的強化が必要となっています。
- 本市においては東日本大震災時に1.6mの異常高潮位を記録するとともに、慶長型地震による津波では最大3.71m、南海トラフ地震による津波では最大約3mの津波高が想定されており、大規模地震発生時には爆発・火災などのコンビナート災害に加え、津波による被害も想定されます。
- 本市では臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、川崎市臨海部防災対策計画を策定しており、国が改定した「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき実施した神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえて、平成27年度中に当該計画の見直しや防災対策の充実強化を予定しております。

## ■ 効果等

- 石油コンビナート地域の防災体制の強化
- 臨海部の防災対策の充実強化

### 東日本大震災を受けた課題

東日本大震災及びその後において各地で発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生し、これに対処するための情報収集・伝達、事業者等による即応体制、事故現場での安全管理、住民避難等において課題が見られた。

災害発生・拡大シナリオの見直し、災害現象解析モデルの最新の知見を反映

### 総務省消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月改定）

主な改定内容

- 東日本大震災を踏まえ、津波や高圧ガスタンク火災（BLEVE）による災害シナリオを追加
  - 長周期地震動及び液状化による災害シナリオを刷新
  - 東日本大震災を踏まえ、災害発生危険度・災害影響度の推定に関する算定式や指標等を追加・刷新
  - 避難計画の考え方、緊急停止に係る安全上の留意事項を追加 等
- 各防災本部が行う防災計画の見直しを促進

### 神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査（平成25～26年度）

前回調査からの主な変更点

- 調査対象に導配管（危険物配管、高圧ガス導管）を追加
- 大規模災害の評価、津波による災害の評価を追加
- 防災対策の具体的実施に向けた検討の実施 等

### 神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正（平成27年度）

反映

### 川崎市臨海部防災対策計画

（平成25年4月策定）

臨海部における災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めた石油コンビナート地域における総合的運用計画



## 石油コンビナート地域の防災体制の強化・臨海部の防災対策の充実強化

事業所・防災関係機関との連携強化、情報連絡体制の強化、訓練の充実等

# 消防施設及び消防車両等の整備について

## ■ 要望事項

- 1 消防施設の整備について、必要な財政措置を要望する。
- 2 消防車両等の整備について、必要な財政措置を要望する。

## ■ 要望の背景

- 本市では、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の拠点施設となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。
- 消防施設の整備については、施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の計画的な早期改修が求められており、適切な改修事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 震災時など断水時における消防水利を確保するため、市内各所に耐震性貯水槽を計画的に整備するとともに、首都直下地震等が危惧され、応援により市内で活動する援助隊の拠点となる施設の整備は急務であることから、消防総合訓練場を緊急消防援助隊活動拠点施設として整備を進めております。
- 市内の災害対応にとどまらず消防庁長官及び県知事からの市外への消防隊派遣要請に即応するために消防車両等の装備の充実強化を図っておりますが、一度強化した装備についてもその消防力を維持するために計画的な更新が求められています。
- 本市は消防ヘリコプターを2機保有し、そよかぜ2号機は平成6年4月に運航開始後20年目を迎え、エンジン部品は既に製造中止となっております。延命措置が不可能であることから、平成27年7月完成に向け、経年劣化の対応や災害対応力を高めるため、運航能力の高いヘリコプターへの更新整備を進めております。  
また、東京ヘリポート再編計画やヘリコプター防災拠点としての機能強化を図るため、航空隊庁舎の移転・拡張が事業の課題となっております。
- これらの整備には多額の費用が見込まれており、市の財政上、大きな負担となっている状況にあります。

## ■ 要望額

- 平成27年度事業費
  - ・ 消防施設整備事業 約17.0億円
  - ・ 消防車両等整備事業 約25.5億円

## ■ 効果等

- 消防施設等の整備拡充により大規模災害への対応力の向上を図ることができます。

## 消防施設整備事業等

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
事業概要	宮前消防署菅生出張所	改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)	—	
	多摩消防署宿河原出張所	—	改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)	
	宮前消防署宮崎出張所	—	—	改 築 (設計等)	
	臨港消防署千鳥町出張所棧橋	改 築 (本体工事等)	—	—	
	訓練場	緊急消防援助隊 活動拠点施設	新 設 (本体工事等)	新 設 (本体工事等) <b>事業費:約11億円</b>	—
		訓練塔・補助訓練塔	改 築 (調査)	改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)
	消防団	多摩消防団 生田分団東生田班	改 築 (本体工事等)	—	—
		高津消防団 橘分団新作班	改 築 (設計等)	改 築 (本体工事等)	—
		高津消防団 高津分団二子班	—	新 築 (設計等)	新 築 (本体工事等)
		中原消防団 住吉分団木月班	—	—	改 築 (設計等)
	耐震性貯水槽	新 設 (4基)	新 設 (5基)	新 設 (5基)	
	航空隊庁舎新築	—	新 設 (設計等)	新 設 (本体工事等)	
	合計(概算)	約10.1億円	約17.0億円	約14.8億円	

## 消防車両等整備事業等

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業概要	消防ポンプ自動車等	6台	9台	6台
	救急自動車	4台	4台	4台
	消防ヘリコプター等	ヘリコプター本体	ヘリコプター一式 (本体・資機材等) <b>事業費:約19億円</b>	—
	ヘリコプターテレビ 電送システム	2施設(地上・機上)	3施設(地上・機上2)	1施設(機上)
	消防艇の建造	—	基本設計	建造・監理委託
	合計(概算)	約4.6億円	約25.5億円	約3.6億円

この要望文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局総務部施設整備課	TEL 044-223-2548
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2639
消防局警防部航空隊	TEL 03-3552-0119



# 五反田川放水路整備事業について

## ■ 要望事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を要望する。

## ■ 要望の背景

- 川崎市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。
- 近年都市化の進展に伴い、地球温暖化による局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、都市型水害が深刻となっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

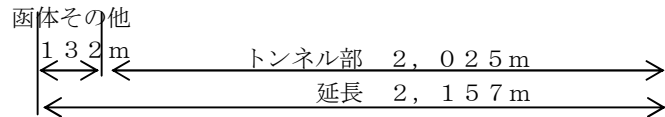
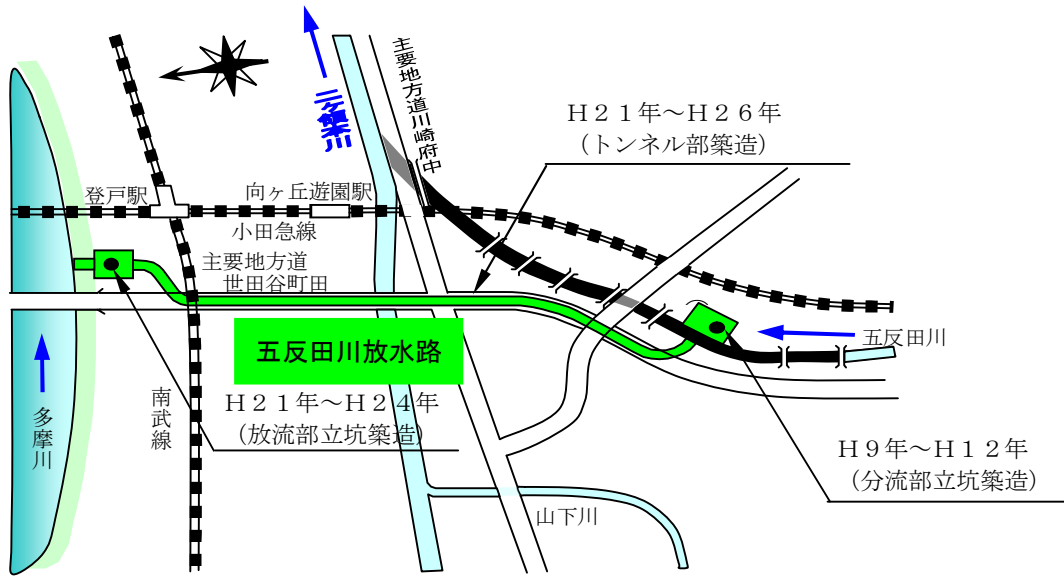
## ■ 要望額

- 総事業費 約213億円（県費 約63.1億円）
- 平成27年度事業費 約15.0億円（県費 約3.8億円）

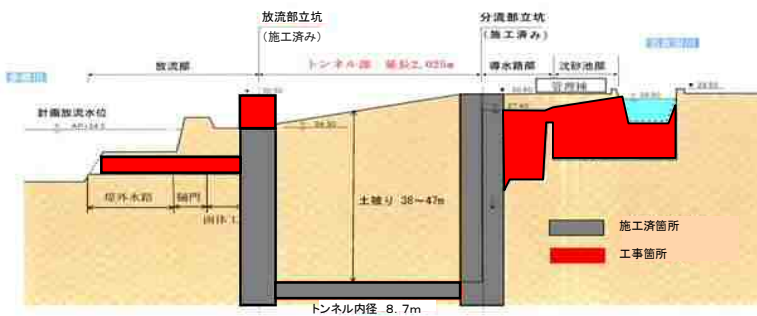
## ■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

## 五反田川放水路整備事業の概要



縦断図



シールドトンネル掘進状況

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成30年度
- 総事業費 約213億円
- 事業の概要 延長2,157m  
(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)  
計画高水流量 150 m<sup>3</sup>/s

○今後の費用の見込み (単位:億円)

事業名称	H25まで	H26予算	H27計画	H28計画	H29計画	H30計画	合計
五反田川 放水路 整備事業	事業費	約 152.2	約 13.1	約 15.0	約 16.6	約 15.8	約 212.9
	うち国費	約 46.7	約 3.2	約 3.8	約 4.5	約 4.9	約 63.1
	うち県費	約 46.7	約 3.2	約 3.8	約 4.5	約 4.9	約 63.1
	うち市費	約 58.8	約 6.7	約 7.4	約 7.6	約 6.0	約 86.7

この要望文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

# 地籍調査事業について

## ■ 要望事項

平成27年度地籍調査事業における閲覧工程実施地区及び一筆地調査実施地区について必要な財政措置を要望する。

## ■ 要望の背景

- 本市では、昭和59年度から麻生区黒川地区より実施しています。現在、麻生区内の調査が概ね完了し、多摩区内を調査中ですが、進捗率は平成25年度末時点で全市面積の9.2%となっており、全国平均の約51%を大きく下回っています。
- 第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月閣議決定）においても、調査が遅れている都市部等を中心に調査の促進を図るとされているものの、平成21年度から25年度まで財政措置額が漸減傾向にあったため、新規地区の事業規模を縮小せざるを得ず、事業進捗が大幅に遅れています。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても、調査地区を拡大し、さらなる事業進捗を図っていく必要があります。

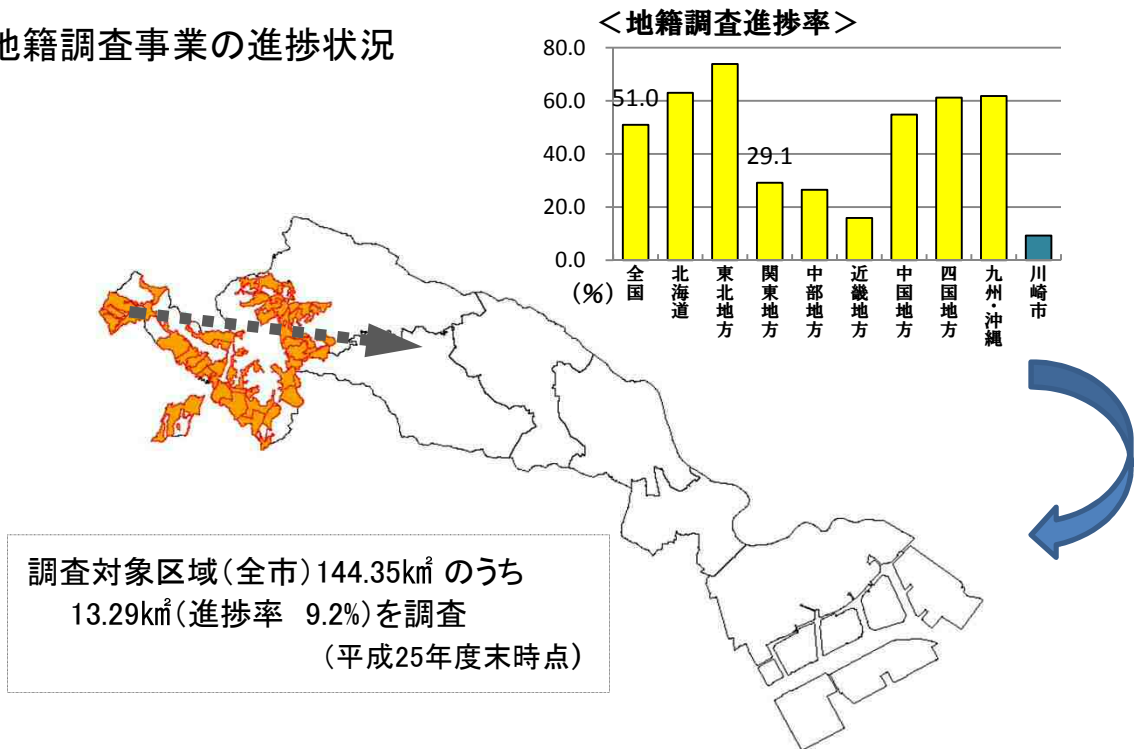
## ■ 要望額

- 平成27年度事業費 約2,200万円（県費約550万円）
  - ・ 事前調査地区（多摩区長沢1丁目、同2丁目、栗谷3丁目の各一部）
  - ・ 一筆地調査実施地区（長沢2丁目、栗谷2丁目、南生田7丁目、三田4・5丁目の各一部）
  - ・ 閲覧工程実施地区（長沢1丁目、栗谷2丁目、同4丁目の各一部）

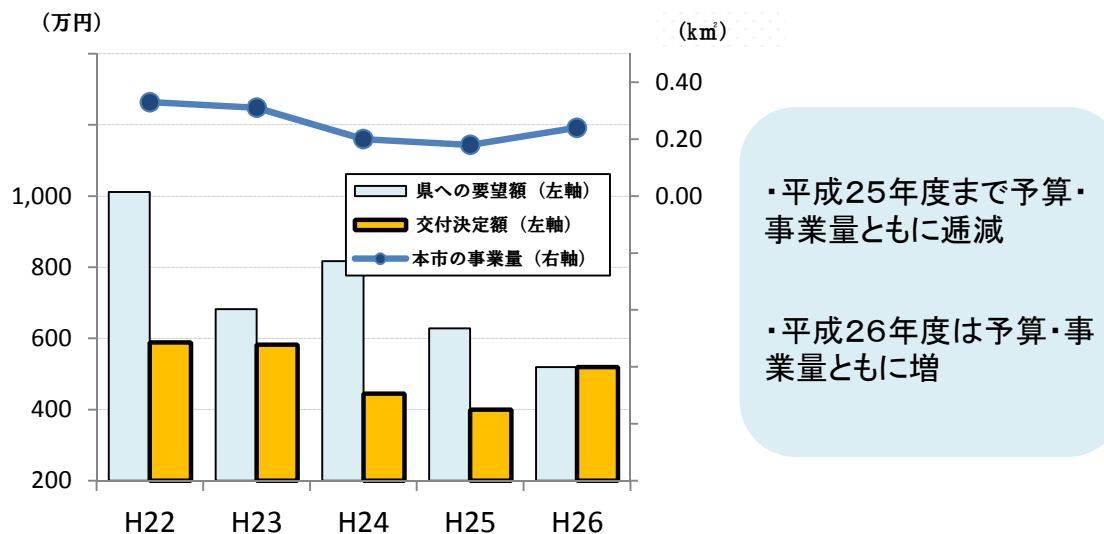
## ■ 効果等

- 土地境界の復元の簡素化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画設計、用地測量の円滑化、固定資産税の課税適正化、災害からの復旧・復興の迅速化等

## 地籍調査事業の進捗状況



## 地籍調査事業の予算・事業量推移



第6次国土調査事業十箇年計画（計画期間：H22～31）

- ・調査が遅れている都市部及び山間部を中心に調査を促進
- ・特に人口集中地区における実施面積の割合を21%から48%

地籍調査事業のさらなる事業進捗のため、  
県地籍調査事業補助金の確保等、必要な財政措置が不可欠

この要望文の担当課／建設緑政局道路管理部管理課 TEL 044-200-2852

# PM2.5 対策の充実について

## ■ 要望事項

微小粒子状物質（PM2.5）対策を進めるために、発生源の把握や生成機構等の実態の解明が必要であり、広域的な取組を推進するよう要望する。

## ■ 要望の背景

- 本市では、平成 25 年度、11 局すべての測定局で PM2.5 の環境基準が非達成となりました。神奈川県内（本市を含む）では、34 局中 33 局で非達成となり、九都県市においてもほとんどの測定局で非達成の状況となっています。今後、環境基準を達成するためには、PM2.5 の低減に向けた広域的な対策を推進する必要があります。
- PM2.5 は発生源や生成機構に不明確な部分が多く、特に硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、揮発性有機化合物（VOC）などのガス状物質が粒子化する二次生成機構の解明を進めるためには実態調査が有効となります。  
  
成分分析調査については、九都県市等が連携して都市部を中心に広域的な調査を行っておりますが、データを評価するためには工場等の影響がない山間部のデータの把握が必要となります。
- また、効果的な PM2.5 対策を行うためには、工場やガソリンスタンドなどにおける排出実態調査を広域的に進める必要があります。

## ■ 効果等

- PM2.5 の発生源等の実態を解明することにより、PM2.5 の効果的な対策を進めることができます。

## 本市のPM2.5濃度の推移について

- PM2.5濃度は長期的には改善傾向を示していますが、近年、横ばいで推移しています。

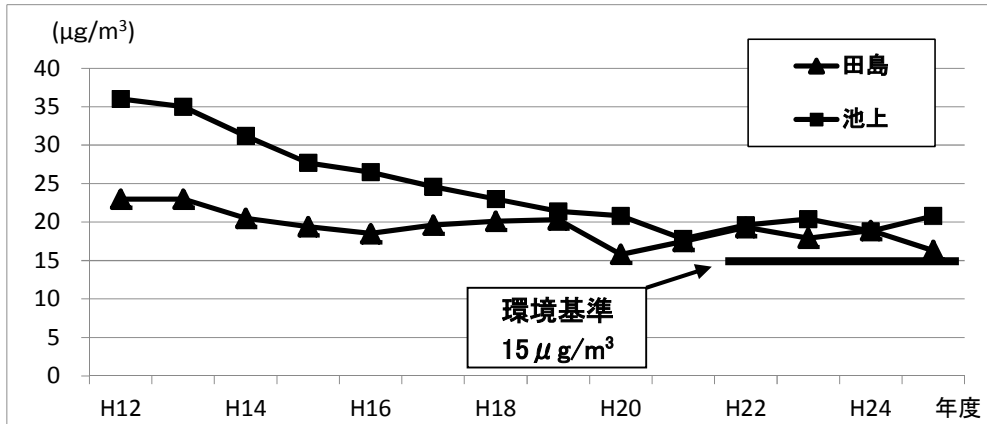


図1 PM2.5の1年平均値の経年推移

## PM2.5の実態の解明について

- PM2.5対策を進めるために、発生源の把握及び生成機構の解明、特に二次生成粒子の生成機構の解明を広域的な課題として推進する必要があります。
- ⇒ PM2.5の濃度及び成分分析を行うとともに、発生源の実態把握や広域連携調査を推進し、PM2.5の実態解明を推進することで、対策を進めることができます。

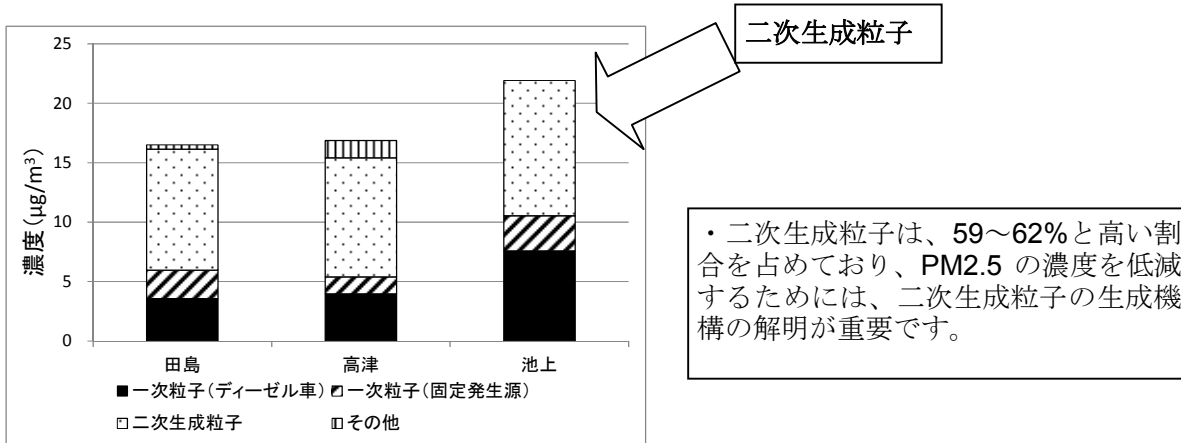


図2 PM2.5の成分濃度から推計した濃度構成 (2013年度)

二次生成粒子：  
 様々な発生源から排出された硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)、揮発性有機化合物(VOC)などのガス状物質が光化学反応等により、粒子化したもの

# 拠点地区等の整備について

## ■ 要望事項

小杉駅周辺地区市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を要望する。

## ■ 要望の背景

- 本市では、「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざしたまちづくりを推進するため、市外の隣接都市拠点と適切な機能分担を行いながら、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた広域拠点の形成や、市内の主要ターミナル駅などを中心に商業・業務機能の育成を図り、活力とうるおいのある地域生活拠点の形成をめざしています。
- これらのまちづくりを実現するためには、土地利用の共同化や高度化によって地域に必要な都市基盤の整備や都市機能の集積を図り、魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を活用し事業を推進していく必要があります。

## ■ 要望額

(単位：千円)

事業名及び地区名	平成27年度 計画事業費	県負担額	着工 年度	完了 年度
合計	914,100	457,050	-	-
小杉駅周辺開発事業関連	836,600	418,300	-	-
小杉町3丁目東地区	836,600	418,300	H25	H31
優良建築物等整備事業関連	77,500	38,750	-	-
戸手4丁目北地区	23,700	11,850	H26	H29
大島四丁目4番地地区	4,400	2,200	H25	H27
京急川崎駅東街区	29,000	14,500	H25	H27
駅前本町4番地北地区	14,000	7,000	H26	H30
京急川崎駅西街区	0	0	H28	H32
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	6,400	3,200	H27	H31

## ■ 効果等

- 道路や公開空地が整備されるなど県民の利便性向上が図られるとともに、環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。

**市街地再開発事業(武蔵小杉駅周辺)**



**優良建築物等整備事業**



**優良建築物等整備事業**

【戸手4丁目北地区】

【大島4丁目4番地地区】

【駅前本町4番地北地区】

【京急川崎駅西街区】

【川崎駅北口地区第2街区10番館ビル】

**今後の費用の見込み**

(単位：千円)

事業名称	H28 計画		H29 計画	
	計画事業費	県負担額	計画事業費	県負担額
合計	1,108,200	554,100	1,301,100	650,550
小杉駅周辺開発事業関連	871,800	435,900	974,800	487,400
小杉町3丁目東地区	871,800	435,900	974,800	487,400
優良建築物等整備事業関連	236,400	118,200	326,300	163,150
戸手4丁目北地区	104,800	52,400	102,200	51,100
大島4丁目4番地地区	-	-	-	-
京急川崎駅東街区	-	-	-	-
駅前本町4番地北地区	82,000	41,000	61,000	30,500
京急川崎駅西街区	40,000	20,000	137,500	68,750
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	9,600	4,800	25,600	12,800

この要望文の担当課／まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3009  
 まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室 TEL 044-200-2741



# 広域鉄道ネットワークの形成促進について

## ■ 要望事項

川崎市総合都市交通計画に基づく広域鉄道ネットワークの形成促進に向けて、積極的な支援、協力を要望する。

## ■ 要望の背景

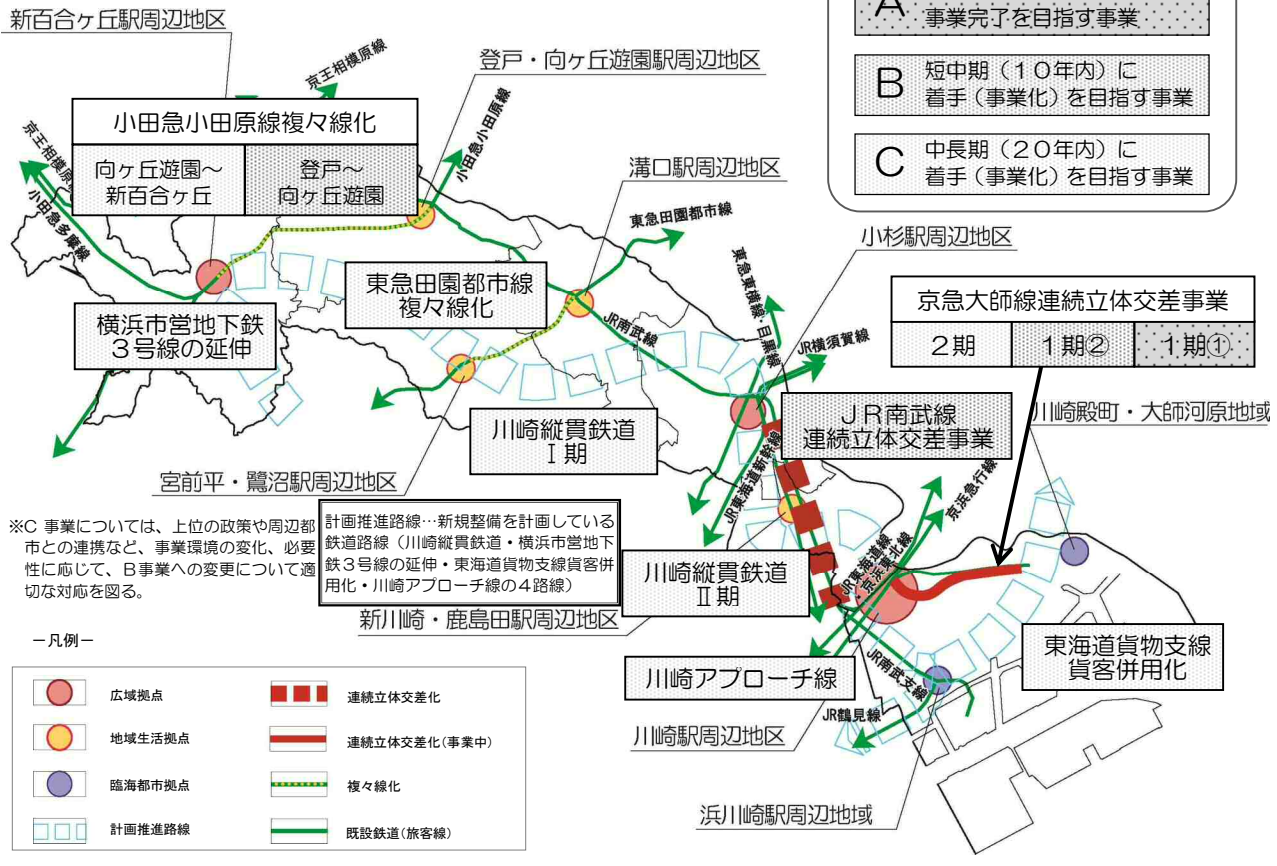
- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道などへの転換促進のため、質の高い広域鉄道ネットワークの形成が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- また、武蔵小杉をはじめとした内陸部は、将来にわたり夜間人口の増加が見込まれる一方、臨海部は、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の指定を受け、国や神奈川県の実成長戦略の一翼を担う重要な地域となっており、最先端技術を持つ企業の立地が急速に進み、従業員人口や研究者等の来訪者が増加しているため、公共交通機関の充実や、羽田空港へのアクセス強化が一層求められています。
- 本市では、総合都市交通計画の中で、「将来目指すべき鉄道ネットワーク」を具体的に掲げ、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- この内、計画推進路線は「かながわ交通計画」においても位置付けられ、県内外の広域的な都市間連携強化や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。

## ■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの形成により、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化されるとともに、首都圏、京浜津久井連携軸等における都市間連携の強化等により都市機能の向上が図られ、首都圏や神奈川県の実成長競争力強化に資するものです。

## 鉄道ネットワーク形成事業の取組時期

(川崎市総合都市交通計画)



## 〔 広域鉄道ネットワークの形成 〕

### 本市の交通政策の目標

- ①首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ②誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③災害に強い交通環境の整備
- ④地球にやさしい交通環境の整備

川崎市総合都市交通計画

### 鉄道交通施策の方向性

- ①・広域的な都市間連携強化
  - ・拠点機能及び拠点間連携の強化
  - ・羽田空港へのアクセス強化
  - ・新幹線、リニア中央新幹線アクセス強化
  - ・臨海部の交通環境整備
- ②・公共交通へのアクセス向上
  - ・快適性の向上
  - ・安全、安心な移動環境の確保
  - ・ユニバーサル化の推進
  - ・地域（交通）分断の解消
- ③・耐震性の向上
  - ・リダンダンシーの向上
- ④・車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
  - ・公共交通の利用促進

広域鉄道ネットワークの形成の推進

この要望文の担当課 / まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3550

# 創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入促進について

## ■ 要望事項

低炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策に加え、自立分散型エネルギーの構築に向けて、創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入が、なお一層推進されるよう、新たな支援制度を要望する。

## ■ 要望の背景

- 創エネ・省エネ・蓄エネ機器は、低炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策に加え、自立分散型電源の確保や地産地消のエネルギー源、市民の安全・安心の確保に資するものとして、重要度が増してきていることから、本市では、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池の補助を行い、住宅における創エネ・省エネ・蓄エネの取組を一層推進しております。
- 県では、現在実施している「神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入補助制度」を平成26年度末に終了する予定ですが、「かながわスマートエネルギー計画」（平成26年4月策定）において、再生可能エネルギー等の導入加速化、安定した分散型電源の導入拡大等が重点的な取組として示されていることから、創エネ・省エネ・蓄エネ機器の更なる普及に向けた新たな支援が必要です。

## ■ 効果等

- 創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与するとともに、エネルギーを効率的に利用し、非常時においてもエネルギー源の確保が可能な自立分散型エネルギーシステムの構築に貢献します。

## 住宅における環境配慮の推進

近年、民生部門における温室効果ガス排出量の増加が顕著であり、住宅でのエネルギー対策が急務となっていることから、機器の高効率化、エネルギーマネジメントの導入等により、住宅全体でエネルギーの有効利用を図る取組が必要になってきている。

### ◆ 国の取組

太陽光発電設備、エネルギー使用量の見える化、高断熱性能、高性能設備等を組み合わせ、住宅の年間エネルギー消費量を正味でゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現に向けた取組を進めている。

### ◆ 県の取組

HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を活用し、地域内の住宅におけるエネルギー需給状況を総合的に管理するなど、スマートコミュニティの形成に向けた取組を進めている。

### ◆ 川崎市の取組

住宅における創エネ・省エネ・蓄エネをより一層進めるため、社会状況の変化に対応したエネルギー施策も視野に入れながら、スマートコミュニティの構築に向けた取組や住宅への補助制度などを行っている。

## 川崎市における住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入支援制度

### ◆ 平成26年度における補助制度の概要

- 太陽光発電設備
  - ・ 個人住宅：2.5万円/kW（上限8.7万円）
  - ・ 共同住宅：2.5万円/kW（上限24.9万円）
- 太陽熱利用設備
  - ・ 自然循環型：4万円/件
  - ・ 強制循環型：8万円/件
- 定置用リチウムイオン蓄電池  
補助金額：5万円/件  
※ 太陽光発電システムと連携を行っていることが条件
- 家庭用燃料電池  
補助金額：5万円/件

※ 太陽光発電設備（個人住宅）、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池では、新築・建売住宅の場合はHEMSの設置が条件

この要望文の担当課／環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2865

平成 27 年度  
県の予算編成に対する要望書

平成 26 年 10 月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183